

○法令について

主な質問	回答
今回の港湾法改正で維持管理計画を策定することが義務付けられたのですか。	既に、技術基準対象施設の維持管理計画等の策定は、義務化されています。今回の改正で、計画書の点検計画等の内容と維持管理に関する報告が規定されました。
維持管理計画を策定していない場合は、違法ですか。これから策定すればいいのでしょうか。	そのとおりです。
法律に違反した場合、罰則はありますか。	港湾法61条に罰則規定があります。

○支援制度について

主な質問	回答
経済産業省と国土交通省の支援制度の対象の違いについて教えてください。	経済産業省の補助金は主に海上輸出入設備、陸上出荷設備とその付帯設備を、港湾法の支援は航路沿いの護岸を対象としています。 重なる場合は有利な制度を活用してください。
無利子貸付や、税制特例の対象になるのか知りたいのですが。	対象施設かどうかは、強度、位置、耐震改修の時期と内容等を確認する必要があります、個別に相談してください。

○ガイドラインについて

主な質問	回答
点検診断を定めるに当たっての専門技術者とはどのような者でしょうか。また、必ず意見を聞く必要があるのでしょか。	海洋・港湾構造物維持管理士等の資格を持つ者です。意見を聞くことを推奨しています。
点検診断での構造物の部材の単位は、どのように定めればよいのでしょうか。	例えば、目地ごとに診断するなど、設置者が定めればよいです。
岸壁が休止中でも詳細点検等を行う必要がありますか。	点検診断等は必要です。維持管理計画の総論、総合評価等で総合的に判断し適切な補修計画等を立ててください。
立入検査は行いますか。	報告の内容に不整合を生じており、問い合わせで解決ができない場合等は、実施する可能性があります。

○報告書について

主な質問	回答
重点点検診断施設と通常点検診断施設の区分はどのようにしたらよいのでしょうか。	無利子貸付を受け改良する施設、旅客が使用する施設、耐震強化岸壁は、重点点検診断施設です。
最近社名を変更しているが、設置者名はどのように記入したらよいのでしょうか。	設置者名は旧名称としてください。
施設番号の確認方法を教えてください。	本組合の港湾台帳の施設番号なのでそのままいいです。なお、管理者で設定している施設番号があれば記載してください。
他社から土地とともに借り受け、管理者が変わっている場合、管理者名をどのように記入したらよいのでしょうか。	現在の管理者名を記入してください。
通知を受けた施設は、特定技術基準対象施設ですか。	そうです。ただし、荷役機械は、水際線から20m以上内陸にある可能性もあり、その場合は対象外になるため連絡してください。

○報告書について

主な質問	回答
点検診断の評価の対応で、選択肢以外の場合はどうのように記入したらよいでしょうか。	欄外に対応方法を記入してください。
平成27年3月中の追加報告はすべての事業者が対象ですか。	税制特例を受ける者のみが追加報告の対象です。
維持管理計画の内容の充実に合わせて、それぞれ初回点検を実施しているが、どのように記入したらよいでしょうか。	現在の維持管理計画の内容に合った初回点検時期を記入してください。
補修履歴は代表的なものを記入したらよいでしょうか。	数が多い場合は、代表的なものを記入してください。
維持管理計画の策定期間が未定の場合の記入方法を教えてください。または、策定しなさいということでしょうか。	「未定」または「なし」と記入してください。法律に基づく維持管理計画等の策定を皆様をお願いしています。
補修する計画はあるが、時期が未定の場合はどうのように記入したらよいでしょうか。	「未定」と記入、または未記入としてください。
特定技術基準対象施設の維持管理状況に関する報告は、今回限りですか。	未定です。調査がある場合はご協力をお願いします。
今回の報告徴取はガイドラインに則り維持管理を行っていることを確認しているのですか。	現在の実態を把握することが主旨です。報告期日までの現状を回答してください。